津 市 地 域 防 災 計 画

〔 津波対策編 〕

平成２４年度修正（案）

津市防災会議

津 市 地 域 防 災 計 画

〔津波対策編〕

目　　次

第１章　総則 1
　第１節　計画の目的 1
　第２節　計画の基本方針 1
　第３節　計画の構成 1
　第４節　計画の修正 1
第２章　津波の被害想定等 3
　第１節　基本的な考え方 3
　第２節　津波の被害想定結果 3
第３章　津波災害予防計画 6
　第１節　津波から防護するための施設の整備等 6
　第２節　情報伝達体制の整備 7
　第３節　津波災害予防対策の推進 8
　第４節　防災意識・防災知識の普及 11
第４章　津波災害応急対策計画 13
　第１節　活動体制の確立 13
　第２節　津波に関する情報等の収集・伝達 14
　第３節　監視・警戒体制 18
　第４節　津波避難対策 19
第５章　東南海・南海地震の時間差発生による災害の拡大防止 23
　第１節　東南海・南海地震が時間差発生する場合の対応 23

資料集　１　被害想定 24
　　　　２　津波避難ビル・津波避難協力ビル指定一覧 31
　　　　３　津波浸水予測地域内の避難所一覧 34
　　　　４　津波警報等の標識 36

第１章　総　　則

第１節　計画の目的

本市は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「東南海特措法」という。）第３条第１項の規定に基づき、平成15年12月17日付けで、東南海・南海地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に指定されました。

東南海・南海地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、①被害が極めて広域にわたること、②中でも津波災害が甚大なこと、③時間差をおいて二つの巨大地震が発生する可能性があること等があげられます。

また、いつ起こってもおかしくないとされている東海地震と東南海・南海地震が同時に発生する可能性もある等、今世紀前半にも発生することが懸念されています。

このため、本市は国、県、指定公共機関、防災関係機関、地域住民等の様々な主体との連携を図り、効果的な防災対策を計画的に推進する必要があります。

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 42 条及び東南海特措法第６条第１項の規定に基づき、東海地震、東南海・南海地震を始めとする大規模地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項等を定め、これにより津波災害対策を総合的かつ計画的に推進し、本市の地域と市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とします。

第２節　計画の基本方針

この計画は、東南海特措法第６条第１項に規定する東南海・南海地震防災対策推進計画を含むものであり、津波による被害の発生を防止又は軽減するために、市及びその他の防災関係機関並びに市民のとるべき必要な措置等の基本的事項について定めるものです。

第３節　計画の構成

津市地域防災計画は、風水害等対策編、震災対策編、津波対策編及び資料編で構成し、津波対策編は、津波対策に係る必要な計画を定めるものであり、これに定めのない災害対策に係わる事項については、震災対策編の定めるところによります。

第４節　計画の修正

本計画は、社会情勢の変化に応じて常に実情に合ったものとするため、法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があるときは修正します。

なお、修正に当たっては、原則として次の手順で行います。

１　市防災会議は、関係機関の意見を聞き、防災計画修正案を作成します。

２　市防災会議を開催し、防災計画を審議、決定します。

３　市防災会議は、作成した防災計画について法第 42 条第３項の規定により県知事へ報告するとともに、市民等にその要旨を公表します。

また、この計画は、市職員及び防災関係施設の管理者、その他関係機関に周知するとともに、市民及び事業者の協力のもとその実現を図ります。

［注記］

災害時要援護者	必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障がい者、難病を抱える人、外国人、乳幼児、妊婦等があげられます。
同報系防災行政無線	市内各所に設置する屋外拡声子局から、津波や土砂崩れなどの警戒情報や避難勧告等の緊急情報を、音声等により、一斉に放送できるシステムです。
移動系防災行政無線	電話やその他の通信網が利用できなくなるなどの甚大な災害が発生した場合における非常通信手段の一つとして、市の行政内部及び防災関係機関との間で相互に通信を行うことができるシステムです。

第２章　津波の被害想定等

第１節　基本的な考え方

本市に被害を及ぼすと考えられる地震、津波は、南海トラフを震源とし、広域的な被害を特徴とするプレート境界型地震及び地殻上部の活断層を震源とし､局所的な被害を特徴とする内陸直下型地震です。

ここでは、本市に被害を及ぼした既往地震で、津波を伴い、その被害が最も甚大で、かつ深刻であると考えられる東海・東南海・南海地震が同時に発生した場合の想定結果に基づき、市、防災関係機関及び市民等が一体となって、効果的かつ効率的な地震対策の推進に努めるものとします。

また、本計画は、東海・東南海・南海地震が同時に発生した場合を基本としますが、東南海地震と南海地震が時間差で発生した場合における被害状況も考慮し、地震対策を推進するものとします。

第２節　津波の被害想定結果

１　東海・東南海・南海地震の被害想定

(1) 平成１６年３月に三重県が発表した津波の浸水予測（東海･東南海･南海地震同時発生 Ｍ８．７）

ア　津波高と津波到達時間

地　　点	0.5m津波到達時間（分）	最大津波高（満潮時）（m）	最大津波到達時間（分）
津市河芸町中ノ川	71.3	2.63	143
津市河芸町田中川	71.1	2.39	143
津市河芸町河芸漁港	70.4	2.48	142
津市白塚漁港	70.0	2.52	143
津市志登茂川	68.8	2.62	180
津市安濃川	68.2	2.57	147
津市岩田川	66.9	2.89	145
津市御殿場	64.8	2.81	150
津市雲出鋼管町	64.4	2.55	147
津市香良洲町雲出川古川	59.3	3.08	152
津市香良洲町海水浴場	58.2	3.06	138
津市香良洲町雲出川	57.8	3.16	138

イ　人的被害想定結果（津波による死者数）

海岸保全施設あり ※ 海岸保全施設が機能した場合			海岸保全施設なし ※ 揺れにより海岸保全施設が損傷し機能しなかった場合		
早朝	午後	夕方	早朝	午後	夕方
1	0	0	134	50	66

※　三重県地域防災計画被害想定調査報告書（平成 17 年３月）から

ウ　海水浴客の被害想定結果

浸水範囲内人口（人）	堤内地死者数（人）	死者率（%）	海水浴客数（人）	死者数（人）
58,843	50	0	4,355	4

※　三重県地域防災計画被害想定調査報告書（平成 17 年３月）から

エ　建物被害想定結果

海岸保全施設あり				海岸保全施設なし			
全壊棟数	半壊棟数	軽微棟数	床下浸水	全壊棟数	半壊棟数	軽微棟数	床下浸水
3	51	49	60	484	364	15,425	24,871

※　三重県地域防災計画被害想定調査報告書（平成 17 年３月）から

(2)　平成２４年３月に三重県が発表した東北地方太平洋沖地震と同等規模の地震を想定した津波の浸水予測（東海・東南海・南海地震同時発生　Ｍ９．０）

津波高と津波到達時間

地　　点	0.5m津波到達時間（分）	最大津波高（満潮時）（m）	最大津波到達時間（分）
津市河芸町中ノ川	64	3.59	233
津市河芸町田中川	63	3.51	155
津市河芸町河芸漁港	58	3.64	220
津市白塚漁港	56	3.23	234
津市志登茂川	54	3.24	171
津市安濃川	52	3.20	171
津市岩田川	51	3.30	145
津市御殿場	49	3.48	171
津市雲出鋼管町	49	3.38	170
津市香良洲町雲出川古川	49	3.44	168
津市香良洲町海水浴場	48	3.65	167
津市香良洲町雲出川	49	3.40	168

(3) 南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等【第二次報告】（平成２４年８月、内閣府南海トラフ巨大地震モデル検討会作成）

南海トラフの巨大地震については、国等において、科学的知見に基づき、南海トラフの巨大地震対策を検討する際に想定すべき最大クラスの地震・津波の検討が行われ、国の広域的な防災対策や応援計画等を検討するための基礎資料とすることを目的に、平成２４年８月に津波高及び浸水域等の推計結果としてとりまとめられました。

発生しうる最大クラスのものとして今回示された津波は、これまで本市が防災対策を推進する上で想定してきた津波と違い、海岸保全施設を超えて押し寄せることがある最大津波高７ｍとされました。しかし、これまでも「海岸保全施設が機能しない場合の浸水」に備えるための避難対策を講じてきており、そうした巨大な津波に対しても、基本的には執るべき対策についての考え方は同じでありますので、対策の強化を図り対応していきます。

なお、次に示す津波想定は、全１１の検討ケースのうち、本市に浸水が最も広範囲に及ぶケースを示したものです。

＜南海トラフ巨大地震モデル（津市）＞

設定条件	津波到達時間（分）		津波高（m）		浸水面積（ha）
	１ｍ	３ｍ	最大	平均	
「愛知県沖～三重県沖」と「室戸岬沖」に「大すべり域と超大すべり域」を設定	67	132	7	6	1,960

２　想定する津波発生への対応

これまでの想定を大きく超える東北地方太平洋沖地震の発生に鑑み、地震・津波の想定はあらゆる可能性を考慮した最大クラスを想定する必要があります。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意し、とりわけ、津波災害は波源域の場所や地形の条件等によって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうるものであることを念頭に置く必要があります。

こうしたことを踏まえ、本市における津波対策については、次の考え方に基づいて推進するものとします。

発生頻度は高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波、いわゆる「概ね１００年から１５０年程の間隔で、繰り返し発生してきた津波」として、平成１６年３月に三重県が発表した東海・東南海・南海地震に係る津波シミュレーション結果（Ｍ８．７）を想定するものとし、これに対しては、これまでの対策を強化していくことが被害の発生防止、軽減に繋がることから、人命の保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備などの被害抑止策を、今後も講じていきます。

また、被害抑止策を超えて被害が発生することに備えるため、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波として、平成２４年３月に三重県が発表した東北地方太平洋沖地震と同等規模の地震を想定した津波の浸水予測（東海・東南海・南海地震同時発生Ｍ９．０）を想定し、住民等の生命を守ることを最優先にした避難体制の構築を軸に、とりうる手段を尽くした総合的な津波対策の確立に向けた取り組みを進めていきます。

第３章　津波災害予防計画

○　東海地震、東南海・南海地震が発生した場合、本市沿岸部においても津波が来襲することが想定されるため、津波発生時又は発生のおそれがある場合の早急な情報伝達、適切な措置を講じる体制を確立します。
○　地震発生後、短時間で来襲するなどの津波に関する防災思想を普及します。

第１節　津波から防護するための施設の整備等

○　津波災害の防止及び軽減を図るため、海岸保全施設及び河川管理施設を整備するとともに、非常時の操作が円滑に行われるよう防潮堤、水門、樋門等の点検整備を推進します。

津波から防護するための施設の整備等
- １　海岸保全施設及び河川管理施設の整備
- ２　海岸保全施設及び河川管理施設の点検等

１　海岸保全施設及び河川管理施設の整備（建設部、下水道部、農林水産部）

海岸、河川等の施設管理者は、津波による被害の発生を防止し又は軽減することにより円滑な避難を確保するため、堤防の計画的な補強・整備、防潮扉及び水門等の自動化等、必要な施設整備を推進します。

また、市は、東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震を想定し、海岸保全施設等における耐震性の向上、津波や液状化対策等による安全性の確保について、施設管理者に要望し、海岸保全施設等の整備促進に努めます。

２　海岸保全施設及び河川管理施設の点検等（建設部、下水道部、農林水産部）

各施設管理者は、津波発生時に迅速な対応ができるよう、堤防の耐震性の点検や防潮扉、水門、樋門等の点検を定期的に行うとともに、防潮扉、水門、樋門等の閉鎖を迅速かつ的確に行う体制を整備します。

第２節　情報伝達体制の整備

○　津波の発生及び避難の必要性等を緊急に伝達できる情報通信体制を確立し、津波による人命被害の防止・軽減を図ります。

情報伝達体制の整備
- １　多様な情報伝達手段の確保
- ２　迅速な情報伝達体制の確立
- ３　防災関係機関との情報伝達体制
- ４　沿岸部における情報伝達体制

１　多様な情報伝達手段の確保（危機管理部）

市は、市民等が津波から迅速に避難できるよう、津波警報等の伝達手段として、多様な伝達手段の確保に努めるとともに、市が整備する防災情報配信システム（メール及びファクス配信システム等）の利用促進を図ります。

２　迅速な情報伝達体制の確立（危機管理部）

市は、同報系防災行政無線等の既存の情報伝達システムと連動させることで、国から配信される緊急情報を市民等に対し瞬時に伝達することが可能となる全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）の更なる活用推進を図る等、津波警報等の緊急情報を迅速に伝達する体制の充実に努めます。

３　防災関係機関との情報伝達体制（危機管理部）

市は、災害時等における情報通信環境を確保するため、全市域的な移動系防災行政無線システムの整備を行い、観測情報、災害情報等を円滑に相互提供できるよう、主要な防災関係機関に対して当該無線システムの通信機器を配置します。

市及び防災関係機関は、市が整備する移動系防災行政無線の他、三重県防災情報通信ネットワーク等、様々な通信手段を活用し、情報の共有化体制の確立に努めます。

４　沿岸部における情報伝達体制（危機管理部）

市は、多数の人出が予想される海岸及び港湾の施設の管理者に対し、観光客や漁業従事者等への情報伝達体制を確立するよう周知を図ります。

第３節　津波災害予防対策の推進

○　津波による被害を未然に防止するため、津波による浸水が予測される地域等を記したハザードマップ等を作成するとともに、津波危険度の高い地域については、津波避難計画の作成を支援する等、津波避難に関する意識を啓発します。
○　津波からの被害を最小限にくい止めるため、逃げ遅れた市民等の緊急かつ一時的な避難場所として、津波避難ビルや津波避難協力ビルの指定を推進し、津波からの避難対策の強化を図ります。

津波災害予防対策の推進

- １　危険性の情報提供
- ２　津波避難計画の作成
- ３　津波避難への公共施設の活用
- ４　津波避難ビル・津波避難協力ビルの指定推進
- ５　津波を想定した防災訓練の実施
- ６　市民等の役割
- ７　事業所の役割

１　危険性の情報提供（危機管理部）

(1)　津波ハザードマップ

市は、国や県等の被害想定に基づき、津波による浸水が予測される地域を記したハザードマップ等の作成・充実を図ります。

(2)　海抜表示

市は、津波時の迅速な避難の目安となるよう、津波浸水予測地域内及びその他周辺の避難所及び一時避難場所、市道上のカーブミラーや電柱に海抜表示の設置を進めます。

２　津波避難計画の作成（危機管理部、河芸総合支所、香良洲総合支所）

市は、地域の特性に応じた迅速かつ安全な避難体制づくりを進めるため、地域住民による津波避難計画の作成に当たり、必要な情報提供及び講師派遣等の支援を行います。

なお、地域の津波避難計画の作成に当たっては、災害時要援護者の避難支援体制に配慮した計画とします。

3　津波避難への公共施設の活用（危機管理部、各施設管理者）

市は、津波からの市民等の避難を確保するため、沿岸部等の公共施設について、当該施設の構造や階層等を考慮の上、津波からの避難のための施設としての活用を推進します。

また、市は、津波による浸水が予測される地域等において、学校の屋上を避難場所として有効に活用するため、屋上フェンスの整備及び改修を行うとともに、避難看板等への海抜表示等の整備に努めます。

4　津波避難ビル・津波避難協力ビルの指定推進（危機管理部）

(1)　津波避難ビルの指定

市は、避難が遅れた市民や救助活動に従事する者等が、津波から緊急かつ一時的に身の安全を確保することができるよう、浸水が予測される地域内の公共施設及び民間施設を対象に、津波避難ビルの指定を進めます。

なお、津波避難ビルは、原則として堅牢な中高層建築物とし、指定状況については、津波対策編資料集のとおりです。

また、地震発生時に自動解錠する、鍵等を保管できる収納箱の設置を推進します。

(2)　津波避難協力ビルの指定

市は、津波避難ビルと同様の機能を有するものの、利用できる日時に制限のあるビル等を、津波避難協力ビルとして指定を進めます。

なお、指定状況については、津波対策編資料集のとおりです。

(3)　津波避難ビル・津波避難協力ビルの周知

津波避難ビル及び津波避難協力ビルを効果的に活用するため、市は、施設名、所在地、避難のため利用できる場所、避難入口、その他緊急かつ一時的な避難施設であること等、津波避難に係る正しい行動等について、市広報紙を始め、ホームページ等様々な方法により市民等に周知します。

また、市は、指定した施設に対し、津波時の緊急避難場所としての表示を行います。

5　津波を想定した防災訓練の実施（危機管理部、消防本部、教育委員会事務局、健康福祉部）

市は、「震災対策編 第２編 第２章 第２節 防災訓練の実施」に準じて、各種防災訓練を実施しますが、津波による被害を防止するため、迅速かつ的確な避難行動等が行えるよう自主防災組織等の関係機関を含めた防災訓練の実施に努めます。

6　市民等の役割

市民等は、平常時から津波に関する地域の危険性を認識し、避難場所及び避難経路等を把握するとともに、市や事業所等とも連携し、津波を想定した避難訓練等の実施に努めます。

また、市民等は、迅速かつ的確な行動が行えるよう、ラジオ、テレビの放送を聴取するほか、平常時からその他情報収集手段を確保する等、自ら積極的な情報収集に努めます。

7　事業所の役割

事業所は、事業所内の防災体制の充実を図るとともに、地域の一員であることを自覚し、積極的に地域の防災に寄与するよう努めます。

第４節　防災意識・防災知識の普及

○　津波による被害防止と軽減を図るために重要なことは、「自分の身は自分で守る」という市民一人ひとりの防災意識であることから、市民等に対し、津波の特徴や危険性等の周知啓発を行い、防災知識の普及を図ります。

防災意識・防災知識の普及
- １　市民等に対する防災啓発
- ２　津波に関する情報の事前周知

１　市民等に対する防災啓発（危機管理部、健康福祉部、農林水産部、都市計画部）

市は、市民等に対し、津波災害における日頃の備えと津波発生時の的確な行動等、防災に対する正しい知識の普及と防災意識の高揚を図るため、次の内容の周知を図ります。

また、防災知識の普及に当たっては、特に高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者に十分配慮し、地域で災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。

(1)　市民に対する内容

ア　強い地震（震度４以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台等安全な場所に避難すること。

イ　正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送などを通じて入手すること。

ウ　地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台等安全な場所に避難すること。

エ　津波注意報でも、海水浴や釣り等は危険なので行わないこと。

オ　津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで沿岸部に近付かないこと。

(2)　船舶に対する内容

ア　強い地震（震度４以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い広い海域）に退避すること。

イ　正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送などを通じて入手すること。

ウ　地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに港外退避すること。

エ　港外退避できない小型船は、直ちに高いところに引き上げて固縛するなど最善の措置をとること。

オ　津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで沿岸部に近付かないこと。

※　港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行うものとします。

２　津波に関する情報の事前周知（危機管理部、教育委員会事務局）

(1) 津波による浸水予測の周知

市は、津波による浸水が予測される地域について事前に把握し、これら津波災害に関する情報を地域の災害危険度を示す防災マップ等にまとめ、市民等への周知を図ります。

学校においても、津波災害に対する正しい知識と行動を身につけるための防災教育を推進します。

(2) 避難経路や避難場所の周知

市は、地域住民と協力し、地域の津波避難計画作成を支援するとともに、日頃から避難経路や避難場所の周知を図ります。

また、高齢者、障がい者等を適切に避難誘導するため、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から地域で災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めます。

学校においても、学校、家庭、地域が一体となった防災への取組を推進し、浸水が予測される地域については、津波避難計画を作成し、その周知に努めます。

(3) 海抜や標高の周知

市は、津波時の迅速な避難の目安となるよう、カーブミラー等に海抜表示を行い、津波浸水予測地域及びその周辺の海抜を周知します。

また、津波から避難するための参考となる「津市沿岸地域標高マップ」を作成し、市ホームページや広報紙等により、広く市民等へ周知します。

第４章　津波災害応急対策計画

○　東海地震、東南海・南海地震等、津波を伴う大規模地震が発生した場合の被害の拡大防止措置及び被災者に対する応急措置について、基本的な計画を定めます。

第１節　活動体制の確立

○　地震による津波発生時に的確な応急活動を実施するため、迅速な初動体制の確立を図ります。

- 活動体制の確立
  - １　災害対策本部の設置
  - ２　災害対策本部の組織及び所掌事務
  - ３　配備要員の参集

１　災害対策本部の設置（危機管理部）

市は、東海地震、東南海・南海地震等、津波を伴う大規模地震が発生した場合は、災害対策基本法に基づき、直ちに津市災害対策本部を設置し、的確かつ円滑な応急対策を実施します。

(1) 設置基準及び廃止基準

災害対策本部の設置基準及び廃止基準は、「震災対策編　第２編　第４章　第１節　災害対策本部」に準じます。

(2) 設置場所

災害対策本部の設置場所は、「震災対策編　第２編　第４章　第１節　災害対策本部」に準じ、適切に判断します。

２　災害対策本部の組織及び所掌事務（危機管理部）

災害対策本部の組織及び所掌事務は、「震災対策編　第２編　第４章　第１節　災害対策本部」に準じます。

３　配備要員の参集（各部、各総合支所）

災害対策本部員の参集は、「震災対策編　第３編　第１章　第１節　活動体制の確立」に準じます。

第２節　津波に関する情報等の収集・伝達

○　市は、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づく警報、注意報並びに大規模地震特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）に基づく津波に関する情報等を収集し、迅速かつ正確に市民等へ伝達します。

津波に関する情報等の収集・伝達
- １　津波警報等の種類及び内容
- ２　津波警報等の収集・伝達体制
- ３　市民等への情報伝達
- ４　観光客等への情報伝達

１　津波警報等の種類及び内容

津波警報・注意報等の発表は、気象庁本庁が行い、本市には「伊勢・三河湾」を予報区として発表されます。

(1)　津波警報・注意報

津波警報・津波注意報は津波による災害のおそれがあると予想されるときに発表され、その内容は次のとおりです。

種　類		発表基準	解　説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	予測される津波の高さが高いところで 3m以上である場合	高いところで 3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください	3m、4m、6m、8m、10m以上
	津　波	予測される津波の高さが高いところで1m以上 3m未満である場合	高いところで 2m程度の津波が予想されますので、警戒してください	1m、2m
津波注意報		予測される津波の高さが高いところで 0.2m以上 1m未満である場合であって、津波による災害のおそれがある場合	高いところで 0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください	0.5m

注 1）津波による災害のおそれがない場合には、「津波の心配はない」旨、又は「若干の海面変動があるかもしれないが、被害の心配はない」旨について地震情報に含めて発表します。

注 2）津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、「津波警報解除」又は、「津波注意報解除」として、速やかに通知します。

注 3）「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいいます。

注 4）津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができない辺すうの地の市町村の長及び災害により津波に関する気象庁の警報事項を受けることができなくなった地の市町村の長は、津波警報を発表することができます。

≪三重県が属する津波予報区≫

伊勢・三河湾：愛知県（伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸を除く）、三重県（伊勢市以南を除く）

三重県南部（伊勢市以南に限る）

(2) 津波情報

津波情報は、津波警報・注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ等を発表するものであり、その種類と内容は次のとおりです。

種　　類	内　　容
津波到達予想時刻、予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表
各地の満潮時刻、津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻、津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表

(3) 津波予報

津波予報は、津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表され、その内容は次のとおりです。

発表される場合	内　　容
津波が予想されないとき （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨の発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき （津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき （津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

２　津波警報等の収集・伝達体制（危機管理部）

(1) 津波警報等の収集・伝達

市は、防災関係機関と連携し、津波に関する情報を迅速に収集するとともに、安全対策に配慮のうえ、現地へ職員を派遣する等、津波の状況及び被害の状況等の把握に努めます。

また、防災関係機関は、可能な限りの手段を講じて、それぞれの所掌する災害情報の収集に努め、三重県防災情報システム、電話、ファクシミリ、防災行政無線、携帯電話等の通信手段の中から、状況に応じ、最も有効な手段を用いて情報伝達を行います。

(2) 津波警報等の伝達系統

津波警報等は、次の系統により伝達します。

《津波警報等伝達系統図》

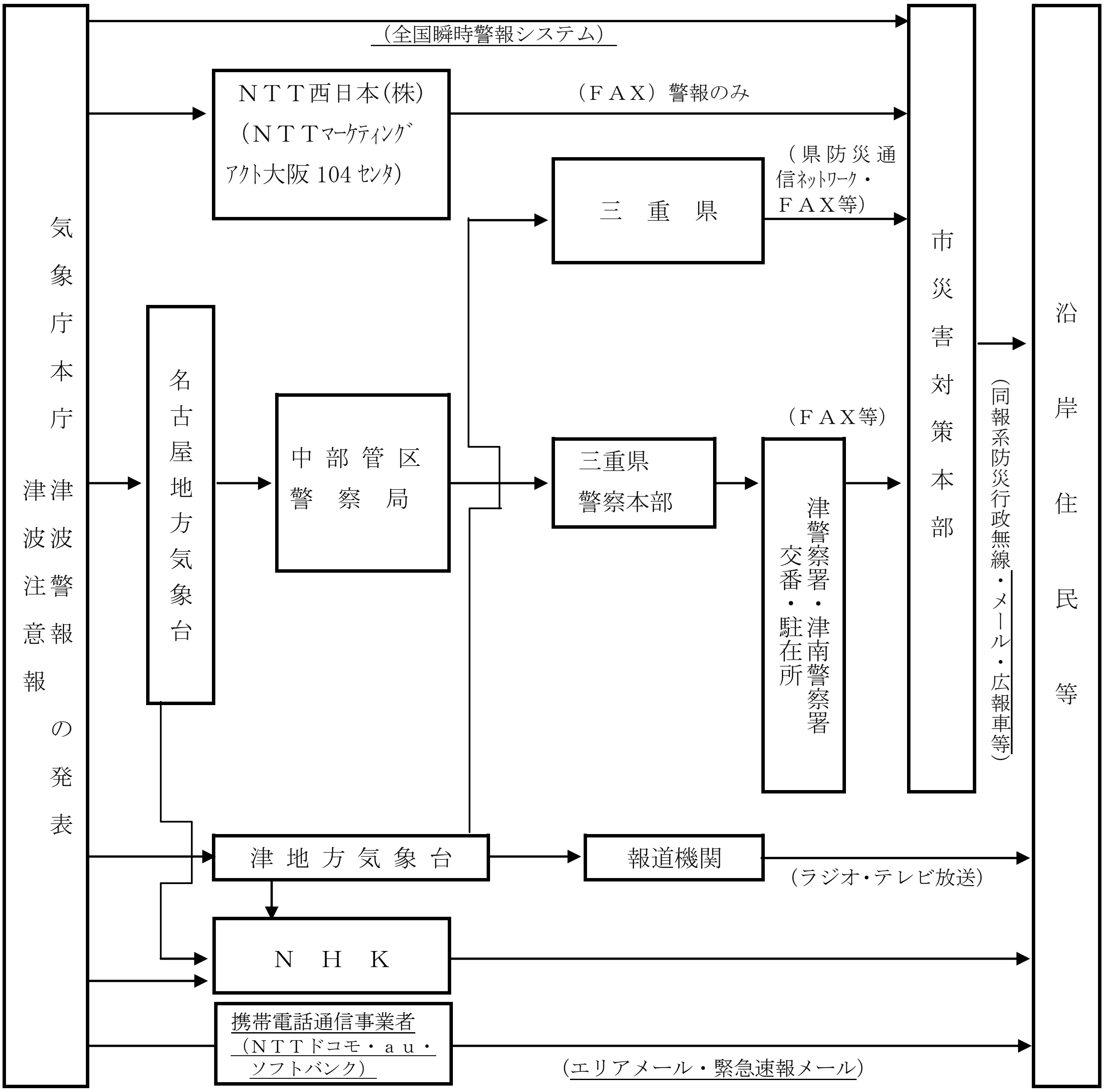

（注）船舶には、海上保安部を経由して伝達される。

3　市民等への情報伝達（政策財務部、危機管理部、消防本部）

(1) 市民等への周知

市は、関係機関とも連携し、津波警報や津波注意報等が発表された場合には、以下の事項について、速やかに市民等へ周知徹底します。

ア　発生した地震及び津波、今後の地震及び津波に関する情報

イ　避難勧告・指示、避難所に関する情報

ウ　その他、市民、事業所、海浜利用者等が急ぎとるべき措置に関する情報

(2) 伝達の手段

津波警報等の伝達は、以下に示す様々な手段の中から効果的な手段を用いて行うこととします。

ア　同報系防災行政無線

イ　防災情報配信システム（メール（多言語版含む）・ファクス配信システム、電話応答システム）

ウ　通信事業者の提供する緊急速報サービス（エリアメール等）

エ　市ホームページ

オ　ＣＡＴＶ（行政チャンネルＬ字テロップ放送）

カ　報道機関を通じた伝達

キ　広報車による伝達

ク　電話

ケ　サイレン又は半鐘

(注)サイレン音又は鐘音により津波警報等を周知する場合の標識は、資料集のとおりです。

なお、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）で津波警報等の情報を受信した場合、当該機器と連動する同報系防災行政無線及び防災情報配信システム（メール配信）により、自動放送・配信が速やかに行われます。

4　観光客等への情報伝達（危機管理部、都市計画部、農林水産部、商工観光部）

海水浴客、釣り客等の海岸付近にいる観光客等に対しては、同報系防災行政無線による一斉放送により周知を図るとともに、海岸及び港湾の施設の管理者とも連携のうえ、適切に情報伝達が行えるよう努めます。

第３節　監視・警戒体制

○　津波警報が発表された場合、河川、海岸等の危険個所等において、巡視及び警戒活動を行います。
○　水位の変動等を監視し、必要に応じて、防潮扉、水門、樋門の適切な開閉を行います。

監視・警戒体制
- １　監視・警戒活動の実施
- ２　応急復旧活動の実施

１　監視・警戒活動の実施（建設部、下水道部、農林水産部、消防本部）

(1) 監視・警戒

市は、津波警報等が発表された場合又は地震による津波災害の発生が予想される場合、水防法第９条に基づき、直ちに河川及び海岸の堤防施設や防潮扉、水門、樋門等の津波防護上重要な各種施設の巡視及び警戒にあたり、被害状況等を把握します。

また、市は、危険と認められる箇所を発見したときは、当該河川及び海岸等の管理者に報告するとともに、緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努めます。

(2) 防潮扉、水門、樋門等の操作

防潮扉、水門、樋門等の管理者（操作責任者）は、津波警報が発表された場合、直ちに門扉を操作できる体制を整え、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉の適切な開閉を行います。

(3) 安全対策への配慮

河川及び海岸の堤防施設や防潮扉、水門、樋門等の巡視及び操作に当たっては、津波の状況等を踏まえ、津波が到達する前までに安全な場所へ退避する等、安全対策に配慮します。

２　応急復旧活動の実施（建設部、下水道部、農林水産部）

河川及び海岸の堤防施設や防潮扉、水門、樋門等の管理者は、被害状況を把握し、危険と認められる箇所を発見したときは、直ちに関係機関に報告するとともに、必要な応急措置を講じます。

第４節　津波避難対策

○　津波警報の発表、避難勧告及び避難指示に基づく避難行動に際し、市民の混乱を回避し、迅速かつ的確な避難誘導を実施し、被害の防止、軽減を図ります。

津波避難対策
- １　津波時における避難対象地域
- ２　避難勧告又は避難指示の発令
- ３　津波からの避難
- ４　避難所の開設
- ５　避難誘導体制

１　津波時における避難対象地域（危機管理部）

津波時における避難対象地域は、津波による浸水被害の発生が予測され、避難を必要とする地域であり、平成 24 年３月に三重県が発表した東海・東南海・南海地震が同時発生（Ｍ９．０）した場合の津波浸水予測図【防潮堤等の施設がないとした場合】により、津波による浸水が予測されている地域（以下、「津波浸水予測地域」という。）とします。

なお、本市における津波浸水予測地域については、津波対策編資料集で示すとおりです。

２　避難勧告又は避難指示の発令

市は、津波による被害から市民の生命、身体の安全を確保するため、避難勧告又は避難指示の発令基準を作成し、これに基づく判断のもと、迅速かつ的確に避難勧告等を発令します。

ただし、市は、津波警報等の発表に先立って、津波が到達することもあることから、強い地震（震度４以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じた場合は、避難勧告等の発令を検討します。

(1)　避難勧告等の発令基準**（危機管理部）**

市は、次の基準を基に、避難対象地域に対し、避難勧告又は避難指示等の発令を判断します。

《津波の避難勧告等発令の基準》

種　　別		発令基準
避難勧告	居住者等に避難のための立退きを勧め又は促すもの。	・強い地震（震度４以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じ、かつ、伊勢・三河湾予報区に津波警報（津波）が発表されたとき。 ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。
避難指示	被害の危険が切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、居住者等を避難のため立退かせるためのもの。	・伊勢・三河湾予報区に津波警報（大津波）が発表されたとき。 ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。

(2) 避難勧告等の伝達方法**（政策財務部、危機管理部、消防本部）**

津波災害における避難勧告等は、その性格上、迅速な伝達が求められることから、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）での津波警報等の受信と連動して自動で行われる同報系防災行政無線及び防災情報配信システム（メール配信）の放送・配信をもって避難勧告等の発令とみなすこととします。

その後も、同報系防災行政無線による放送を継続して行う他、メール及びファクス配信、電話応答システム、エリアメール等の携帯電話会社の提供する緊急速報サービス、ＣＡＴＶのテロップ放送、広報車等の様々な手段により、市民等へ情報伝達を行います。

また、必要に応じて、報道機関への放送の要請や自主防災組織・自治会等への連絡網による伝達、警察・消防団等関係機関にも周知協力を求める等、避難勧告等の周知徹底に努めます。

なお、同報系防災行政無線により伝達する場合には、サイレン音の後、避難勧告等に関する情報を音声で伝達することとし、その伝達パターンは以下のとおりとします。

≪避難勧告等の伝達パターン≫

内容	サイレンパターン	音声放送内容
避難勧告	【吹鳴】（休止）【吹鳴】 【５秒】（６秒）【５秒】	伊勢・三河湾沿岸に津波警報（大津波警報）が発表されました。 沿岸や川沿いの地域にいる方は、出来る限り遠くの高台等、安全な場所に避難してください。
避難指示	【吹鳴】（休止）【吹鳴】（休止）【吹鳴】 【３秒】（２秒）【３秒】（２秒）【３秒】	

3　津波からの避難（危機管理部）

東海・東南海・南海地震が同時発生した場合、本市沿岸部に津波が到達する時間は、最短で、0.5ｍの津波が約 48 分後、最大の津波が約 145 分後とされており、津波が到達するまでの間に、「より遠く、より高い場所」へ迅速に避難することが重要です。

(1) 市民等の避難行動

津波からの避難について、避難対象地域内の市民等は、津波浸水予測地域外の避難所、一時避難場所、公園、広場又は高台等の安全な場所（地域）へ迅速に避難することを基本とします。

ただし、津波浸水予測地域内で、津波からの避難が遅れた市民、救助活動に従事する者又は災害時要援護者等が、津波浸水予測地域の外へ避難する時間的猶予がない場合等は、近くの高台、あるいは、状況に応じて津波避難ビルや津波避難協力ビルを始めとした堅牢な高い建物等に一時的に緊急避難するものとします。

ア　津波注意報発表時　（レベル１）

津波注意報が発表された場合、堤外地（海岸と堤防との間の土地）にいる市民及び観光客等は、迅速に海岸付近から退避するものとします。また、沿岸地域の市民等は、海岸付近に近付かないようにするとともに、市及び報道機関等からの情報を収集する等、迅速に緊急避難ができるよう警戒体制を図るものとします。

イ　津波警報（津波）発表時

(ｱ) 地震の揺れを伴わない場合（遠地での地震の場合）　（レベル２）

遠地での地震発生等、本市において地震の揺れを伴わない場合については、堤防等が機能することを考慮し、堤外地（海岸と堤防との間の土地）にいる市民及び観光客等は、迅速に海岸付近から退避するものとします。また、沿岸地域の市民等は、海岸付近に近付かないようにするとともに、市及び報道機関等からの情報を収集する等、迅速に緊急避難ができるよう警戒体制を図るものとします。

(ｲ) 強い地震又は長時間のゆっくりとした揺れを伴った場合　（レベル３）

本市において、強い地震又は長時間のゆっくりとした揺れを感じた場合については、東海地震、東南海・南海地震発生の可能性があることから、避難対象地域内の市民等は、原則として、津波浸水予測地域外の安全な場所へ迅速に避難するものとします。

ウ　津波警報（大津波）発表時　（レベル４）

津波警報（大津波）発表時においては、堤防等を乗り越えることも予想されることから、地震の揺れの有無に関わらず、避難対象地域内の市民等は、原則として、津波浸水予測地域外の安全な場所へ迅速に避難するものとします。

<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th>市民等の基本的な行動</th></tr>
<tr><td colspan="2">津波注意報発表時
（レベル１）</td><td rowspan="2">・堤外地（海岸と堤防との間の土地）にいる市民及び観光客等は、迅速に海岸付近から退避する。
・沿岸地域の市民等は、海岸付近に近付かないようにする。
・市及び報道機関等からの情報を収集する等、迅速に緊急避難ができるよう警戒体制を図る。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">津波警報（津波）
発表時</td><td>地震の揺れを伴わない場合（遠地での地震の場合）
（レベル２）</td></tr>
<tr><td>強い地震又は長時間のゆっくりとした揺れを伴った場合
（レベル３）</td><td rowspan="2">・避難対象地域内の市民等は、原則として、津波浸水予測地域外の避難所、一時避難場所、公園、広場又は高台等の安全な場所（地域）等へ迅速に避難する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">津波警報（大津波）発表時
（レベル４）</td></tr>
</table>

(2) 津波避難ビル・津波避難協力ビルへの一時避難

津波避難ビル及び津波避難協力ビルへの一時避難は、原則として、津波警報が発表され避難勧告等が発令された時から津波警報の解除等により津波のおそれがなくなった時までとし、一時避難者

は、津波警報の解除等、津波のおそれがなくなった段階で、周辺の被害状況等も考慮し、避難所又は自宅等へ移動するものとします。

ただし、津波避難ビル等は、津波による浸水予測地域内にあることから、必ずしも安全が保障されるものではないことに留意する必要があります。

4　避難所の開設（市民部、教育委員会事務局、健康福祉部、危機管理部）

市は、「震災対策編　第３編　第１章　第６節　避難対策活動」に準じて避難所の開設を行いますが、津波による被害から市民等の安全を守るため、第一次的な措置として、原則、津波浸水予測地域外の避難所を開設するものとします。ただし、津波警報解除等により、津波のおそれがなくなった場合には、津波による浸水被害がみられない又は浸水被害が軽微な避難所については、津波浸水予測地域内であっても、周辺の状況等に応じて、避難所の開設を行います。

なお、津波浸水予測地域内にある避難所は、津波対策編資料集のとおりです。

5　避難誘導体制（消防本部、危機管理部、三重県警察本部）

市は、市民等が安全かつ迅速に避難ができるよう、警察及び消防団等の関係機関と連携し、避難誘導にあたります。

ただし、市及び関係機関の誘導だけでは限界があるため、地域の自主防災組織等は、災害時要援護者も含め、地域でまとまった避難の実施に努めます。

第５章　東南海・南海地震の時間差発生による災害の拡大防止

○　東南海地震と南海地震が数時間から数十時間の時間差で発生する可能性があることを踏まえ、災害の拡大防止に向けた地震への対応を図ります。

第１節　東南海・南海地震が時間差発生する場合の対応

１　市民への防災意識の啓発（危機管理部）

市は､東南海地震と南海地震が数時間から数十時間の時間差で発生する可能性があることを踏まえ、これらの地震が連続して発生した場合に生じる危険について市民に周知し、防災意識の啓発に努めます。

２　時間差発生に備えた避難の検討（危機管理部）

東南海地震が発生した後、連続して南海地震の発生が懸念される場合においては、市民等の安全確保のため、津波の来襲や土砂災害の発生が懸念される地域等に対し、状況に応じて避難の実施を検討します。

津波対策編　資料集

1　被害想定（危機管理部）

(1)　東海・東南海・南海地震同時発生（M８．７）

ア　震度分布

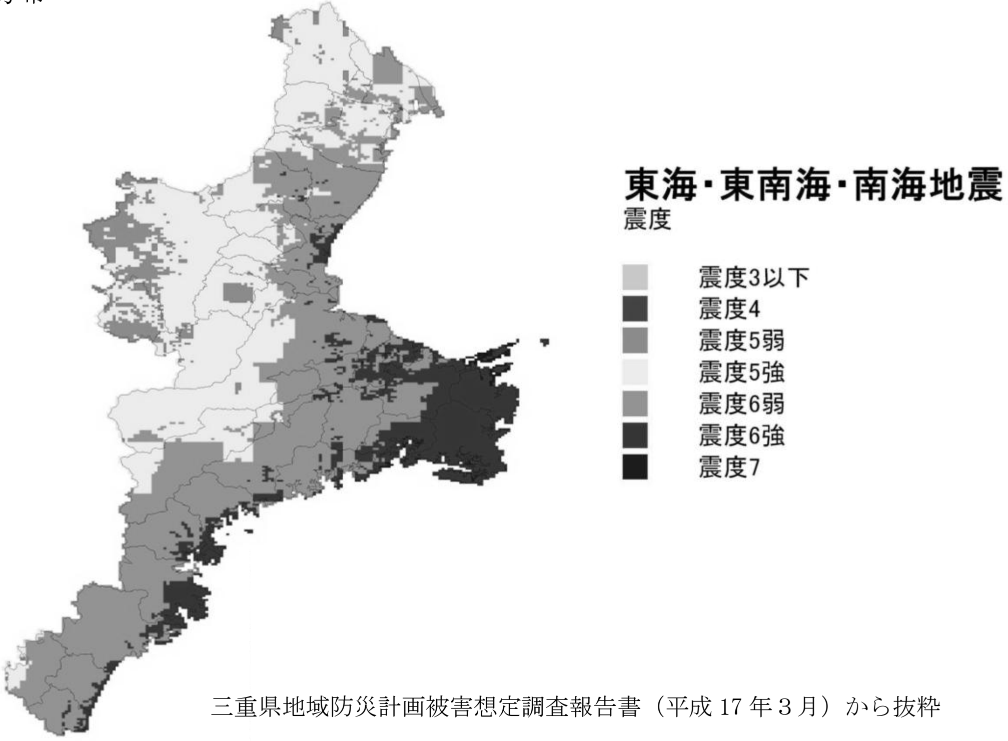

三重県地域防災計画被害想定調査報告書（平成 17 年３月）から抜粋

イ　津波による建物被害（全壊棟数+半壊棟数）

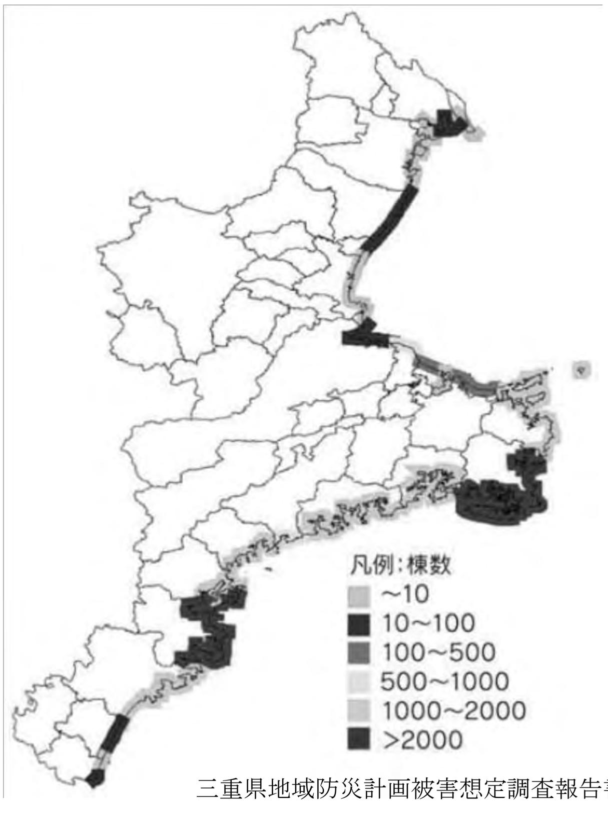

三重県地域防災計画被害想定調査報告書（平成 17 年３月）から抜粋

ウ　震源域及び波源域図

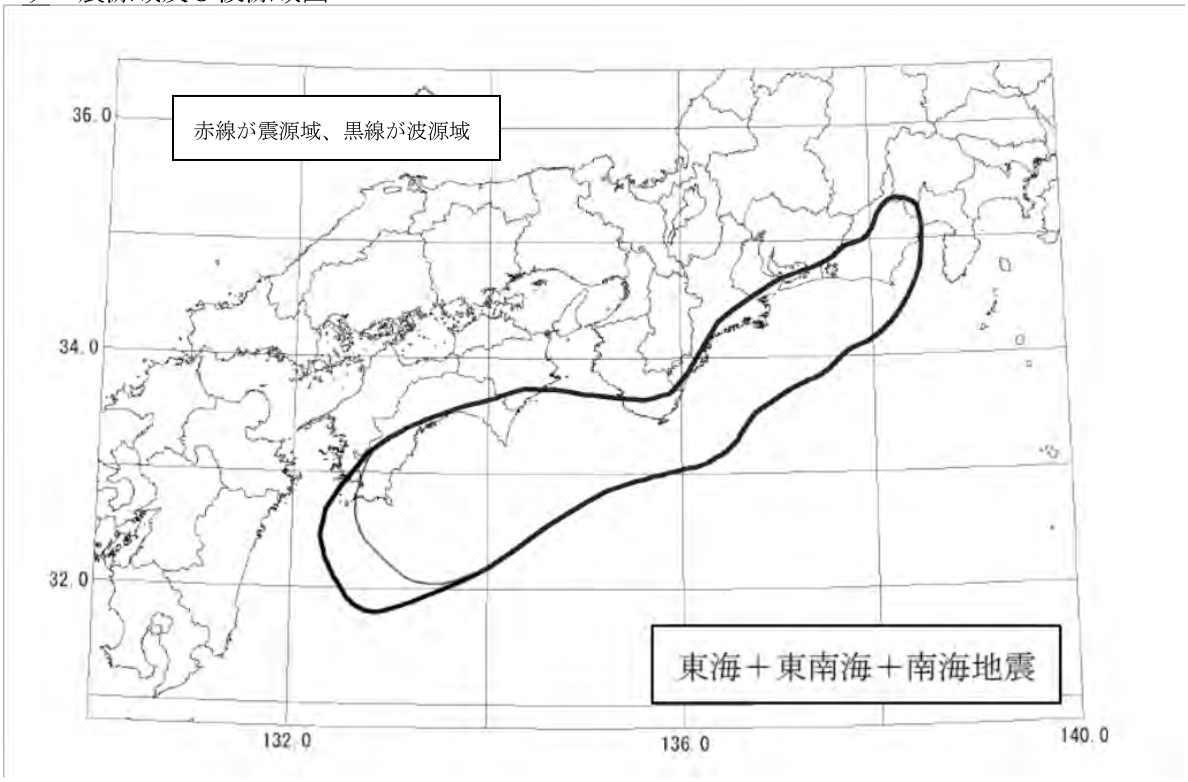

中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会（平成 15 年９月）」公表資料から抜粋

エ　海岸の津波の高さ（満潮時）

中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会（平成 15 年９月）」公表資料から抜粋

オ　津波浸水予測図

この津波浸水予測図は、平成１６年３月に三重県が発表した津波浸水予測図（防潮施設等が機能しない場合）に基づき、満潮時（ＴＰ+1.31m）に東海・東南海・南海地震が同時に発生（M8.7）した場合の最大浸水深の分布を示したものです。

＜津市北部＞

＜出典＞M－ＧＩＳ（地図）

＜津市南部＞

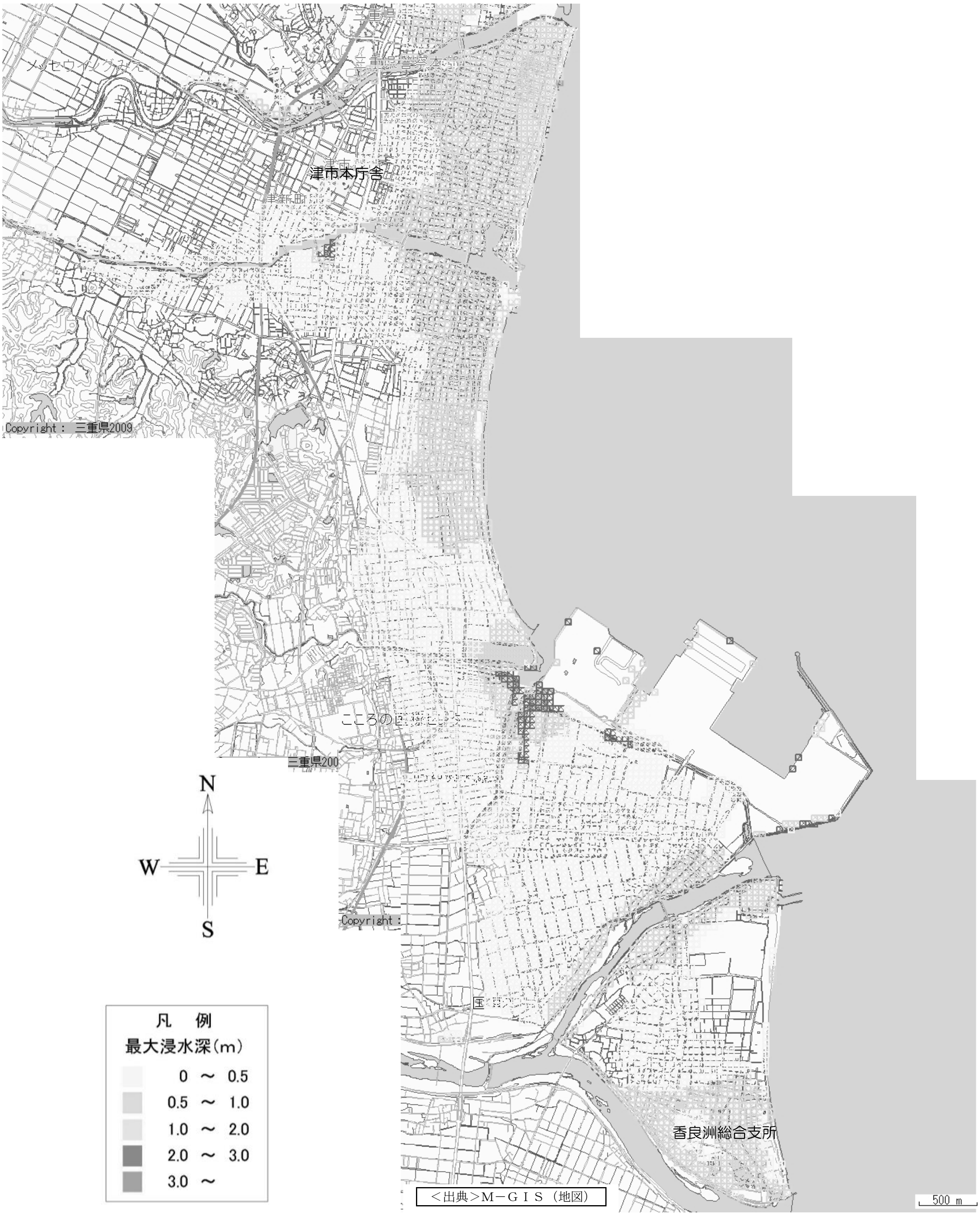

※注：防潮施設等が機能しない場合とは、海岸や河川にある護岸、防潮堤、防波堤等の施設が地震により破損や機能しなくなった場合を言います。

（2）　東海・東南海・南海地震同時発生（Ｍ９．０想定）

ア　津波浸水予測図

この津波浸水予測図は、平成２４年３月に三重県が発表した東北地方太平洋沖地震と同等規模の地震を想定した津波浸水予測図（防潮堤等の施設がないとした場合　※注）であり、満潮時（ＴＰ+1.3m）に東海・東南海・南海地震が同時に発生（M9.0）した場合の最大浸水深の分布を示したものです。

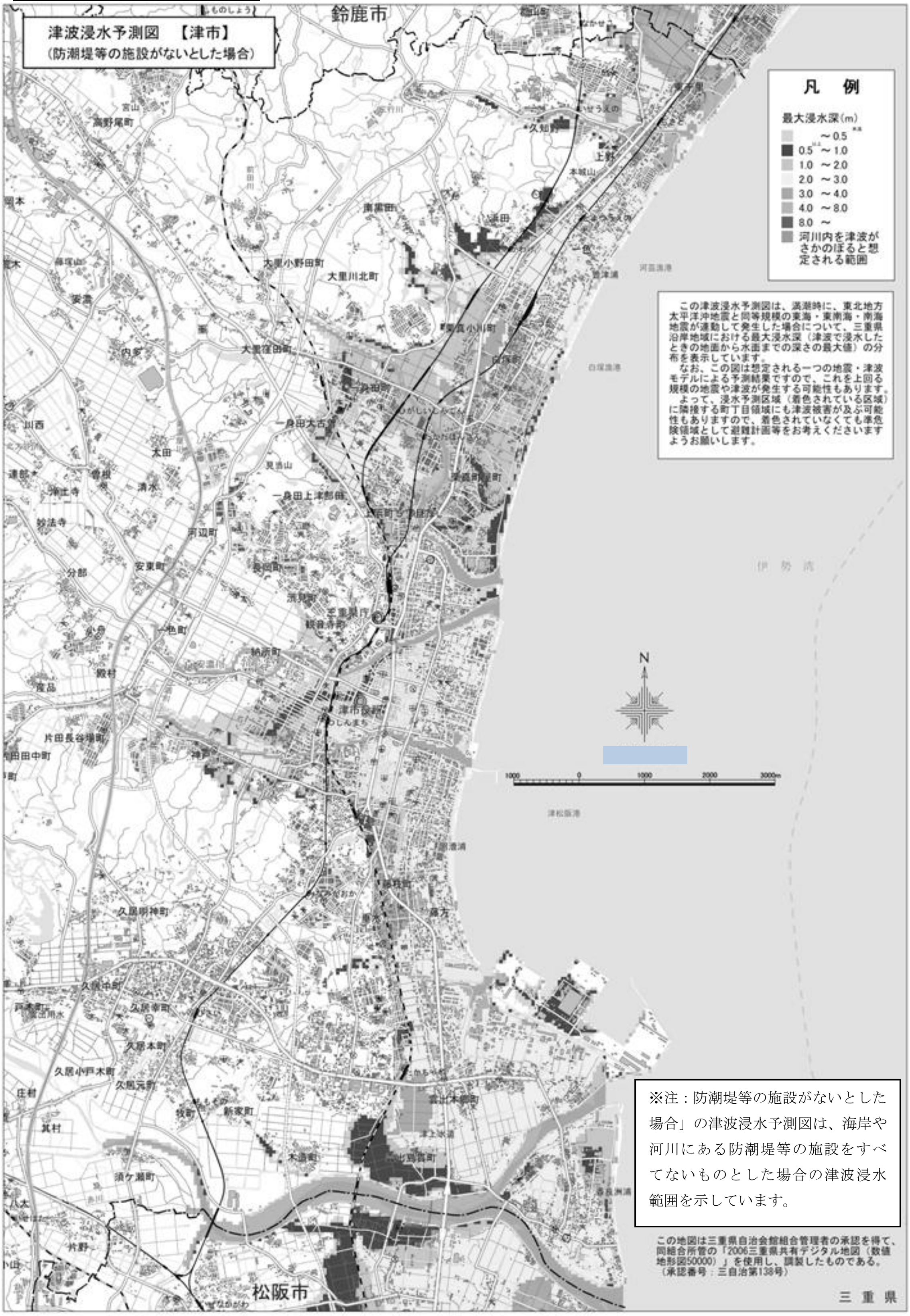

(3) 内閣府南海トラフ巨大地震モデル検討会による津波高・浸水域等（第二次報告）

ア 震度分布

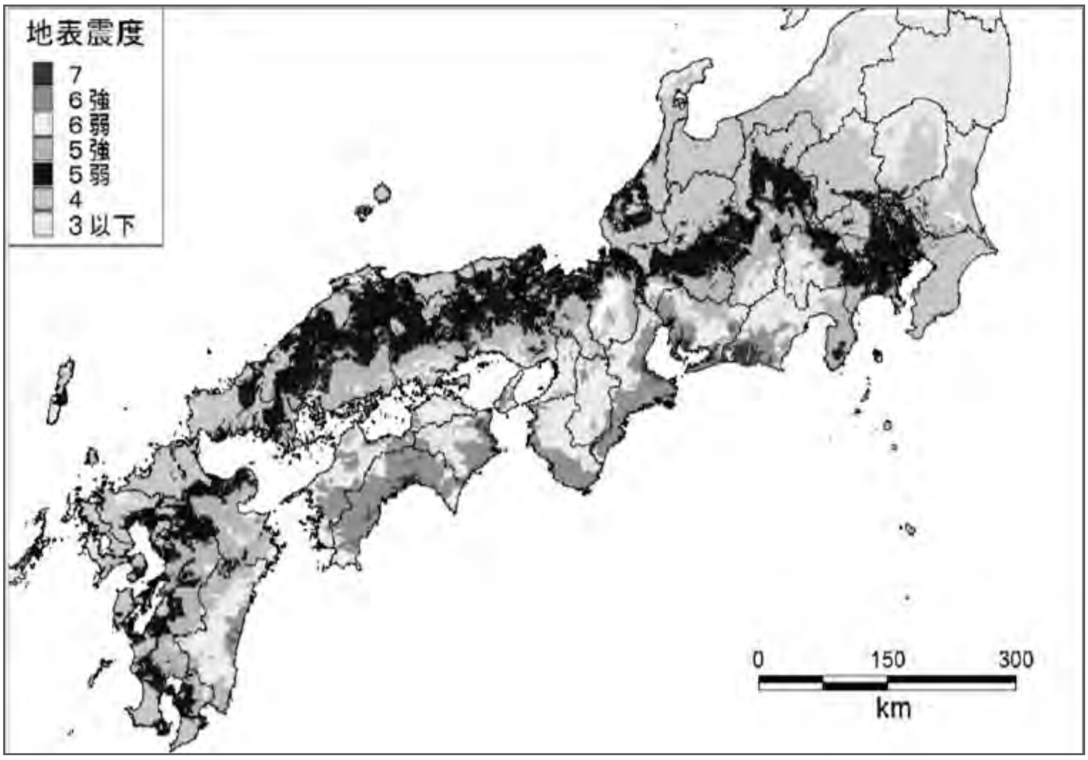

【陸側ケースの震度分布】

イ 津波の高さ

(ア) 満潮時

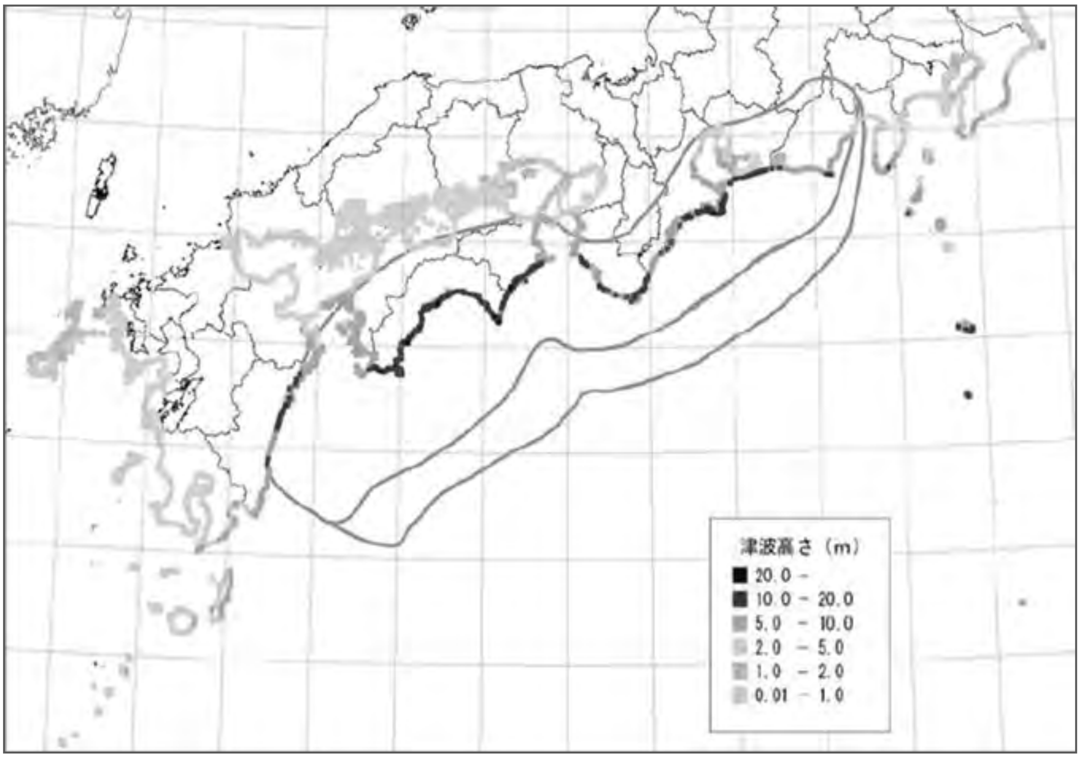

【「愛知県沖～三重県沖」と「室戸岬沖」に「大すべり域＋超大すべり域」を設定】

(ｲ) 満潮位を引いた津波高

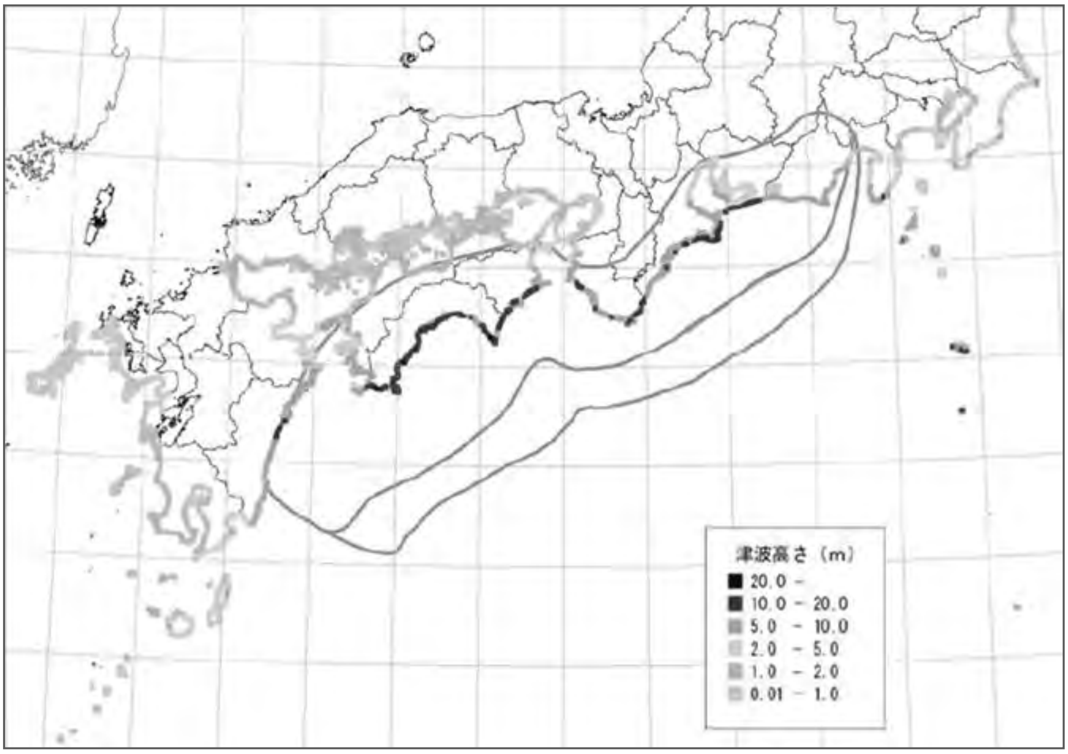

【「愛知県沖～三重県沖」と「室戸岬沖」に「大すべり域＋超大すべり域」を設定】

ウ　津波の浸水分布図

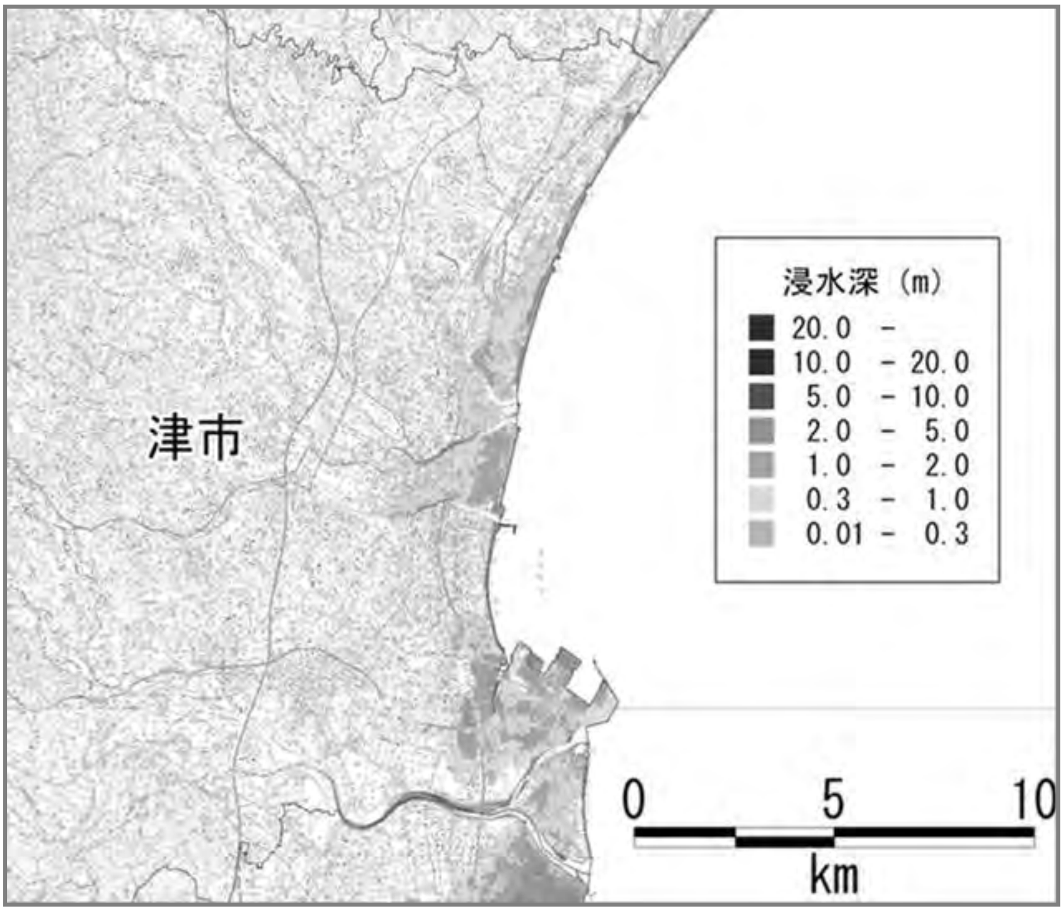

【「愛知県沖～三重県沖」と「室戸岬沖」に大すべり域を設定、堤防条件：津波が乗り越えたら破堤】

２　津波避難ビル・津波避難協力ビル指定一覧（危機管理部）

(1) 津波避難ビル

	施設名	所在地	避難場所	避難入口
1	第二岩崎病院	津市一身田町 387	4階	施設北側正面入口、東側職員通用口
2	イセットビル	津市桜橋三丁目 408	4階会議室	施設北側屋外階段
3	郵便事業株式会社津支店	津市中央 1-1	3階廊下、4階廊下、5階廊下・中庭	施設南側ゆうゆう窓口横
4	フェニックスメディカルセンタービル	津市乙部 5-3	4階(ホール・ロビー・食堂・多目的スペース・屋上)、5 階(ホール・トレーニング室・スタジオ)	施設北側出入口
5	CSビル	津市寿町 18-15	屋上	施設東側通路
6	津老人保健施設アルカディア	津市乙部 11-5	5階ディルーム機能訓練室、5階屋上	施設西側正面玄関
7	パナソニック㈱エコソリューションズ社　津工場　厚生会館	津市藤方 1668	津工場厚生会館 3 階	正門及び北門入口
8	Lut's(ラッツ)	津市藤方 716	屋上駐車場(最上階)	施設北側屋上駐車場出入口
9	イオン津南ショッピングセンター	津市高茶屋小森町 145	屋上駐車場	施設北側及び南側屋上駐車場出入口
10	ホテル　ザ・グランコート津西	津市広明町 345-4	3階廊下、4階廊下、5階廊下、6階廊下、7階廊下、8階廊下、屋上	施設南側正面玄関
11	JAビル専用駐車場	津市栄町二丁目 407-2	3階、4階、5階、6階、屋上	施設西側出入口、施設北側駐車場出入口
12	フェニックスホテル	津市大門 28-8	3階廊下、4階廊下、5階廊下、屋上	施設西側正面玄関
13	三重県教育文化会館	津市桜橋二丁目 142	本館:3階(ホール・廊下)、4階(ホール・廊下・テラス)、5階(ホール・廊下)、6階(ホール・廊下)、7階(廊下・テラス) 別館:3階(廊下)、4階(廊下)	本館北側出入口
14	東邦ガス株式会社　津営業所	津市南丸之内 4-10	屋上	施設西側屋外階段
15	サービス付き高齢者向け住宅安濃津ろまん	津市神戸 154-9	3 階(通路・ホール)・4階(通路・ホール)・5階(通路・ホール)・6階(通路・ホール)、屋上	施設西側正面出入口
16	くもづホテル＆コンファレンス	津市雲出長常町 626-10	3階廊下	施設北側正面出入口
17	北立誠小学校	津市江戸橋一丁目 30	３階、屋上＊屋上は南棟のみ	昇降口
18	南立誠小学校	津市桜橋二丁目 39	３階、屋上＊屋上は北棟のみ	昇降口
19	敬和小学校	津市中河原 445	３階、屋上	昇降口

	施設名	所在地	避難場所	避難入口
20	修成小学校	津市修成町 9-1	３階、屋上＊屋上は南棟のみ	昇降口
21	育生小学校	津市下弁財町津興 1350	３階、屋上＊屋上は西棟のみ	昇降口
22	藤水小学校	津市藤方 1627	３階、屋上	昇降口
23	雲出小学校	津市雲出本郷町 1164	３階、屋上＊屋上は北棟のみ	昇降口
24	豊津小学校	津市河芸町一色 1680	３階、屋上＊西棟のみ	昇降口
25	香良洲小学校	津市香良洲町 2190-1	３階、屋上	昇降口
26	橋北中学校	津市桜橋二丁目 38-1	３階、４階、屋上 ＊屋上は北棟のみ	昇降口
27	東橋内中学校	津市中河原 356-2	３階、４階、屋上 ＊屋上は北棟のみ	昇降口
28	三重短期大学	津市一身田中野 157	校舎棟３階、４階、屋上	南側正面玄関
29	敬和公民館	津市寿町 21-22	３階（大会議室、研修室Ａ）	玄関
30	贄崎地区防災コミュニティセンター	津市港町 1-23	屋上	正面玄関
31	たるみ作業所分場まつぼっくり作業所	津市香良洲町 5722	３階、屋上	作業所入口
32	（市営）フェニックス通り駐車場	津市大門 7-32	３階以上（３，４，５，６，７，８、屋上）	西側ｾﾝﾀｰﾊﾟﾚｽﾋﾞﾙ非常階段
33	アスト駐車場	津市羽所町 700	３階以上（３，４，５，６，７，８，９，屋上）	東側正面入口
34	香良洲歴史資料館（若桜会館）	津市香良洲町 6320	３階展示室、遺品庫、ロビー	１階東面自動ドア
35	川口ポンプ場	津市香良洲町 3763-1	３階、屋上	ポンプ場１階東側玄関
36	掘割ポンプ場	津市香良洲町 3953-3	３階、屋上	ポンプ場北側２階玄関
37	中日新聞　津橋南専売所	津市上弁財町 25, 26, 24	屋上	東側階段
38	大門病院	津市大門 1-3	３階リハビリステーションルーム	病院玄関、夜間通用口
39	津センターパレスビル	津市大門 7-15	３階（廊下）、４階（廊下、第１会議室、従業員休憩室）、５階（大宴会場、中宴会場、小宴会場、宴会ロビー、センターパレスホール、ホワイエ）	４階南側入口、都ホテル玄関

(2) 津波避難協力ビル

	施設名	所在地	避難場所	使用期間	避難入口
1	タカノビル	津市丸之内 24-16	3階廊下、4廊下、屋上	午前8時から午後6時まで日曜・祝日及び年末年始(12/30～1/4)を除く毎日	正面玄関
2	七尾ビル	津市南中央 2-18	3階ホール、4階ホール、屋上	午前8時30分から午後5時30分まで 土、日曜・祝日及び年末年始(12/30～1/4)・お盆(8/13～8/16)を除く毎日	正面玄関
3	MORE ビル(モアビル)	津市栄町 3 丁目 141-1	3階ホール、4階(ホール、廊下)、5階(ホール、廊下)、6階(ホール、廊下)、屋上	午前9時から午後5時まで 土、日曜・祝日及び年末年始(12/29～1/4)・お盆(8/13～8/16)を除く毎日	施設内階段
4	HOWA ビル津	津市栄町2丁目 380	3階廊下、4廊下、5階廊下	平日:午前8時から午後6時まで 土日曜・祝日:午前9時から午後6時まで 年末年始(12/30～1/3)・お盆(8/11～8/15)・GW を除く毎日	正面玄関
5	株式会社シーテック三重支社	津市大倉 12-19	4階大会議室	午前8時30分から午後5時20分まで 土、日曜・祝日及び年末年始(12/29～1/3)・創立記念日(3/1)、特別休日(5/1)を除く毎日	正面入口、通用口

3　津波浸水予測地域内の避難所一覧（危機管理部）

※　以下の避難所は、第一次的な措置として、**津波時には開設しない避難所**です。
　ただし、津波警報解除後等、安全が確認された段階で、被害状況等に応じて、開設を行います。

（津地域）

番号	避難所名	所在地	電話
1	高田中・高等学校	一身田町 2843	059-232-2004
2	一身田中学校	一身田中野 880-1	059-232-2157
3	一身田公民館（一身田出張所）	一身田町 293-3	059-232-2019
4	一身田小学校	一身田大古曽 355	059-232-2054
5	三重短期大学	一身田中野 157	059-232-2341
6	白塚小学校	白塚町 4463	059-232-3109
7	白塚公民館（白塚出張所）	白塚町 5205	059-232-3004
8	栗真小学校	栗真中山町 452	059-232-3041
9	栗真出張所	栗真町屋町 836-1	059-232-3009
10	三重県立国児学園	栗真町屋町 524	059-232-2598
11	北立誠小学校	江戸橋一丁目 30	059-232-3502
12	橋北中学校	桜橋二丁目 38-1	059-228-3114
13	神戸出張所	神戸 739-1	059-228-2964
14	神戸小学校	神戸 332-1	059-228-2965
15	西橋内中学校	東古河町 7-1	059-227-5245
16	養正小学校	丸之内養正町 14-1	059-226-3332
17	中央市民館	愛宕町 233	059-225-3168
18	贄崎地区防災コミュニティセンター	港町 1-23	059-222-7400
19	高洲町教育集会所	高洲町 15-30	059-225-0188
20	さくら児童館	中河原 2075	059-225-3160
21	東橋内中学校	中河原 356-2	059-228-2624
22	敬和小学校	中河原 445	059-228-6138
23	敬和公民館	寿町 21-22	059-225-2325
24	修成小学校	修成町 9-1	059-228-7131
25	三重県立津工業高等学校	半田 534	059-226-1285
26	阿漕塚記念館	柳山津興 632	059-223-4225
27	三重県立みえ夢学園高等学校	柳山津興 1239	059-226-6217
28	育生小学校	下弁財町津興 1350	059-228-6148
29	橋南中学校	上弁財町津興 2537-4	059-227-5781
30	三重県立聾学校	藤方 2304-2	059-226-4774
31	藤水小学校	藤方 1627	059-228-3674
32	藤水出張所	藤方 1491-2	059-228-3673

33	雲出出張所	雲出本郷町 1388-1	059-234-3213
34	雲出小学校	雲出本郷町 1164	059-234-3216
35	雲出市民センター	雲出本郷町 1389	059-235-0390
36	雲出市民館	雲出島貫町 488-7	059-234-7179

（河芸地域）

番号	避難所	所在地	電話
1	朝陽中学校	河芸町上野 2010	059-245-0064
2	豊津小学校	河芸町一色 1680	059-245-0128

（香良洲地域）

番号	避難所	所在地	電話
1	香良洲小学校	香良洲町 2190ー1	059-292-3101
2	香海中学校	香良洲町 128	059-292-3612
3	香良洲公民館	香良洲町 1876ー1	059-292-430~~8~~9
4	香良洲歴史資料館（若桜会館）（※）	香良洲町 6320	059-292-2118
5	たるみ作業所分場まつぼっくり作業所	香良洲町 5722	059-292-4933
6	香良洲体育館（地）	香良洲町 3952ー90	059-292-2498
7	サンデルタ香良洲（地）	香良洲町 2167	059-292-3113

（※）は風水害時に、（地）は地震時に限ります。

４　津波警報等の標識

＜気象業務法施行規則及び予報警報標識規則に基づく津波警報等の標識＞

標識の種類	標　　　識	
	鐘音	サイレン音
津波注意報標識	（3 点 2 点との斑打） ●－●－●　　●－●	（約 10 秒） ○－　　　　○－ （約 2 秒）
津波警報標識	（2 点） ●－●　　●－●　　●－●	（約 5 秒） ○－　　　　○－ （約 6 秒）
大津波警報標識	（連点） ●－●－●－●	（約 3 秒） ○－　　　　○－ （約 2 秒）（短声連点）
津波注意報及び 津波警報解除標識	（1 点 2 個と 2 点との斑打） ●　●　　●－●	（約 10 秒）　　（約 1 分） ○－　　　　○－ （約 3 秒）

（注）鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とします。

津 市 地 域 防 災 計 画

ー 津波対策編 ー

平成　　年　　月 発行

津 市 防 災 会 議

（津市　危機管理部）

〒514-8611　津市西丸之内 23 番 1 号

電話　(059)229-3281